

空き家等利活用促進制度について

空き家のお掃除や
遺品整理に
補助を出します!!

上天草市では、利用可能な空き家を「空き家バンク」へ登録促進するため、空き家等の家財道具の処分、樹木伐採など環境整備に要する経費を補助する「**空き家等利活用促進制度**」を設けました。
※詳しくは「上天草市空き家等利活用促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

「空き家等利活用促進制度」について 5 STEP

【補助金交付の対象となる空き家など】

本市「空き家バンク」に登録した物件で、売買契約または賃貸借契約が成立し、当該年度内に移住者が居住する空き家および空き地が対象となります。

➡ まずは「空き家バンク」へ登録しましょう！

【補助金交付の対象となる経費】

- (1) 空き家に残るごみの処理に際し、収集、運搬および処分に要する費用
- (2) 家電リサイクル法で対象となる冷蔵庫、洗濯機などのリサイクルに要する費用
- (3) 敷地内の樹木伐採、草刈りなどに要する費用
- (4) 遺品整理に要する費用
- (5) その他市長が必要と認める費用



【補助金の額】

10万円を上限に、予算の範囲内で補助対象経費の合計額を補助します。(1,000円未満の端数は切り捨て)
* 補助金は、「空き家バンク」に登録され、かつ同一物件に対して1回限りの交付となります。

STEP 1 利用相談

利用相談はお気軽にどうぞ！

補助金の利用が可能か、補助金申請前に企画政策課までご相談ください。

STEP 2 補助金の事前申請

補助金申請は、事前申請となります。

【申請に必要な書類】

①「補助金交付申請書（様式第1号）」②「収支予算書（様式第2号）」③申請者及びその同一世帯員の市区町村税の滞納がないことを証明する書類 ④環境整備前の現況写真 ⑤その他市長が必要と認める書類 ⑥申請者の住民票 ⑦環境整備に対する所有者の承諾書 *申請者が売主または貸主の場合、⑥・⑦は不要です。

STEP 3 環境整備の実施

交付決定後、環境整備を行ってください。

申請内容を審査後、適当と認める場合に交付決定とし、「補助金交付決定通知書（様式3号）」にて通知します。

* 交付決定後、通知がなされてから環境整備を開始してください。交付決定前に着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

STEP 4 実績報告

環境整備後、速やかに実績報告書を提出してください。

【実績報告に必要な書類】

①「補助金実績報告書（様式第4号）」②「収支決算書（様式第5号）」③環境整備に係る契約書の写し又は領収証の写し ④環境整備後の写真 ⑤その他市長が必要と認める書類

STEP 5 精算処理

確定通知後、速やかに精算処理を行ってください。

実績報告書の内容を審査後、適当と認める場合に交付金額を確定し、「補助金交付確定通知書（様式第6号）」にて通知します。

【補助金交付に必要な書類】

「補助金交付請求書（様式第7号）」